

養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

(総則)

第1条 養育費の取決めに係る債務名義の取得を促進するための公正証書等の債務名義の取得に係る経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、扶養する児童の養育費の取決めに係る債務名義を取得するもしくはすでに得ているものとする。

- (1) 横須賀市内に居住するひとり親（配偶者のない者であつて、現に養育費の取決めの対象となる児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）であること。
- (2) 養育費の取決め又は養育費の未払いに対する強制執行に係る経費を負担する者であること。
- (3) 過去に同一の内容の養育費の取決めに係る債務名義について、この要綱の規定による補助金及びこの要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けていないこと。ただし、「養育費の取決め」に要する費用の補助を受けたものが、その後養育費が未払いとなり「強制執行」を行う場合に、強制執行に要する費用の補助を受けることはできるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに係る債務名義の取得に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証手数料令（平成5年政令第224号）に規定する手数料
- (2) 家庭裁判所に対する調停の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用
- (3) 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用
- (4) 家庭裁判所又は公証役場に提出する郵便切手に係る費用

2 補助対象経費は、養育費の未払いに対する強制執行に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 地方裁判所に提出する債務名義の正本の書類取得に係る費用
- (2) 地方裁判所に対する強制執行の申立てに要する収入印紙に係る費用
- (3) 地方裁判所に提出する郵便切手に係る費用

(4) 地方裁判所に提出する法務局発行の第三者債務者（法人）の資格証明書
取得にかかる手数料

(5) 債務者の住所氏名に変更がある場合に地方裁判所へ提出する変更を証する
公文書の取得にかかる費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条第1項については補助対
象経費の総額とし、前条第2項については2万3千円を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるも
のとする。この場合において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申
請者」という。）が外国人であるときは、第1号イに掲げる戸籍謄本は、民
生委員及び児童委員の証明書等、児童扶養手当の受給資格等に係る事実を明
らかにすることができる書類をもってこれに代えることができる。

(1) 次のいずれかに該当する書類。ただし、申請者が、市長が補助金の交付
の決定に必要な限度において当該書類が証する事項について調査すること
に同意する場合は、省略することができる。

ア 当該ひとり親に係る児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当証書又は
医療費助成条例（昭和47年横須賀市条例第21号）第2条第1項第5号の
規定により医療費の助成を受けることができることを証する書類の写し

イ 申請者の住所に居住する者全員の住民票の写し及び戸籍謄本

(2) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書等又はその写し

(2) 債務名義であって養育費の取決めについて記載した文書又はその写し

(3) 強制執行に要する経費の補助を受ける場合は、強制執行を行ったことを
証する文書又はその写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定
める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。